

北海道医療大学看護福祉学部学会研究助成事業規程細則

第1条(趣旨)

この細則は、北海道医療大学看護福祉学部学会会則第4条4に基づき、研究助成事業の運営に関し必要な事項を定める。

第2条(選考基準)

選考基準は、次のとおりとする。

- 1) 北海道医療大学看護福祉学研究科に在籍している学生を対象とし、その研究内容が看護学・福祉学または看護実践・福祉実践において有益で貢献が認められること。
- 2) 申請時、他の研究助成を受けていない者とする。
- 3) 申請時、倫理審査委員会の承認を受けている者とする(審査中を含む)。

第3条(選考委員会)

選考委員会は、次のとおりとする。

- 1) 選考委員会は、北海道医療大学看護福祉学部学会役員・運営委員の中から理事長が指名した3名の委員で構成される。なお委員長は委員の互選とする。
- 2) 選考委員は、原則として看護学科、臨床福祉学科および人間基礎科学講座各1名で構成する。
- 3) 選考委員の任期は2年とする。

第4条(選考手順)

選考手順は、次のとおりとする。

- 1) 選考委員会の合議により候補者を選考する。
- 2) 選考委員会は、6月末日までに候補者を選考し、選考結果を北海道医療大学看護福祉学部学会、役員・運営委員合同会議に提出する。

第5条(会議費および事務費)

選考に関する会議費および事務費等は北海道医療大学看護福祉学部学会会計にて運用する。

第6条(助成金)

助成額および対象人数については、次のとおりとする。

研究助成 1名につき10万円
対象人数 5名程度

第7条(その他)

本事業の運営等に関して、次のとおりとする。

- 1) 研究助成を受ける者は、北海道医療大学看護福祉学部学会員であることを原則とする。
- 2) 助成金受領者は、原則として助成後3年以内に報告書を提出し、研究成果を学術大会において発表するものとする。報告書の提出がない場合、助成金の返還を求める。
- 3) 助成金の受領は修士課程、博士課程それぞれ1回を限度とする。
- 4) 本事業は、平成25年度から10年間継続するものとする。

第8条(改廃)

この細則の改廃は、北海道医療大学看護福祉学部学会役員・運営委員合同会議の議を経て行う。

附則

1. この細則は、平成25年9月1日から施行する。
2. 平成29年7月3日、一部改正(助成金対象人数の変更)。
3. 平成30年9月4日、一部改正(助成金額の変更)。
4. 令和元年9月2日、一部改正(その他、運営に関する事項の追加)。
5. 令和3年2月22日、一部改正(選考基準)。

北海道医療大学看護福祉学部学会内規

(会費)

- 第1条 北海道医療大学看護福祉学部学会会則第7条に定める会費の額を、1人年額5,000円とする。
- 2 ただし、在籍中の大学院生、研究生については、1人年額2,000円とする。

(附則) この内規は、2003年12月17日から施行する。